告　示

○総務省告示第四百二十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十一条の三第一項の規定により、隠岐広域連合の規約の変更を許可したので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年九月二十六日

総務大臣　川端　達夫

一　許可年月日
　平成二十三年九月七日
二　施行年月日
　平成二十三年九月七日
三　変更内容
　㈠　第四条第十五号中「隠岐航路フェリー「おき」」の次に「及び超高速船」を加える。
　㈡　第五条第五号中「フェリー」の次に「及び超高速船」を加える。
　㈢　別表に超高速船事業費に係る負担金の算出方法を加える。

○総務省　国土交通省告示第六号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第三十三条第一項の規定により過疎地域とみなされる市町村の区域を、同法第二条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十三年九月二十六日

総務大臣　川端　達夫
農林水産大臣　鹿野　道彦
国土交通大臣　前田　武志

都道府県	郡市
岩手県	一関市

○法務省告示第四百四十四号

北海道三笠市役所保存の次の原戸籍の一部が滅失した。

平成二十三年九月二十六日

法務大臣　平岡　秀夫

北海道三笠市奔別五十六番地　安達　清一

○法務省告示第四百四十五号

宮崎県西都市役所備付けの次の戸籍が滅失した。

平成二十三年九月二十六日

法務大臣　平岡　秀夫

宮崎県児湯郡上穂北村大字穂北五千八百六十番地　黒木清四郎

○文部科学省告示第百五十一号

在外教育施設の認定等に関する規程（平成三年文部省告示第百十四号）第十八条第一項の規定により、平成五年文部省告示第二号（在外教育施設を認定した件）により認定したブカレスト日本人学校（小学部及び中学部）の位置について変更することを承認したので、同規程第二十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年九月二十六日

文部科学大臣　中川　正春

変更前	変更後
ルーマニア国ブカレスト	ルーマニア国イルホフ

○厚生労働省告示第三百五十五号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十九条第一項の規定に基づき、薬事法第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年九月二十六日

厚生労働大臣　小宮山洋子

第八号中(917)を(919)とし、(644)から(916)までを(646)から(918)までとし、(643)を(644)とし、その次に次のように加える。

(645)　フィンゴリモド

第八号中(642)を(643)とし、(485)から(641)までを(486)から(642)までとし、(484)の次に次のように加える。

(485)　テラプレビル

○厚生労働省告示第三百五十六号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第九項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品（平成十五年厚生労働省告示第二百九号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年九月二十六日

厚生労働大臣　小宮山洋子

別表第1の1中(182)を(183)とし、㊴から(181)までを㊵から(182)までとし、㊳の次に次のように加える。

㊴　カナキヌイマブ（遺伝子組換え）

○農林水産省告示第千八百三十一号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関を登録したので、同条第三項の規定に基づき公示する。

平成二十三年九月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　登録年月日及び登録番号
　平成二十三年九月十二日　第百十二号
二　登録認定機関の名称及び住所
　株式会社ジオサート　神奈川県横浜市鶴見区末広町一丁目一番地四十
三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
　地鶏肉、有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物
四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
　(1)　認定を行う区域
　　国内及び海外
　(2)　認定を行う事業所の所在地
　　神奈川県横浜市鶴見区末広町一丁目一番地四十

○農林水産省告示第千八百三十二号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関を登録したので、同条第三項の規定に基づき公示する。

平成二十三年九月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　登録年月日及び登録番号
　平成二十三年九月十二日　第百十三号
二　登録認定機関の名称及び住所
　株式会社ジオサート　神奈川県横浜市鶴見区末広町一丁目一番地四十
三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
　生産情報公表牛肉、生産情報公表豚肉、生産情報公表農産物及び生産情報公表養殖魚
四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
　(1)　認定を行う区域
　　国内及び外国
　(2)　認定を行う事業所の所在地
　　神奈川県横浜市鶴見区末広町一丁目一番地四十

○農林水産省告示第千八百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年九月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県木曽郡木曽町新開八八〇五の一、八八〇五の二、八八〇五の七から八八〇五の一五まで、八八〇六の一から八八〇六の一二まで、八八〇七の一、八八〇七の二、八八〇八
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
　㈠　立木の伐採の方法
　　1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　　新開八八〇五の七から八八〇五の一五まで、八八〇六の三から八八〇六の一二まで、八八〇七の一、八八〇七の二